

○海上自衛隊電気工作物管理規則

平成10年2月16日
海上自衛隊達第2号

- 改正 平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達67条による改正〕
- 平成13年1月6日 海上自衛隊達第1号〔中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達17条による改正〕
- 平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕
- 平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達51条による改正〕
- 平成17年2月28日 海上自衛隊達第3号〔自衛隊呉病院の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第11条による改正〕
- 平成20年3月26日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊電気工作物管理規則の一部を改正する達による改正〕
- 平成21年9月9日 海上自衛隊達第69号〔海上自衛隊電気工作物管理規則の一部を改正する達による改正〕
- 平成22年4月1日 海上自衛隊達第8号〔海上自衛隊第2術科学校の内部組織に関する達の一部を改正する達附則による改正〕

海上自衛隊電気工作物管理規則を次のように定める。

海上自衛隊電気工作物管理規則

海上自衛隊電気設備管理規則（昭和43年海上自衛隊達第51号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊の陸上における電気工作物の管理について必要な事項を定め、電気工作物による災害の防止及び運用の安全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 電気事業法（昭和39年法律第170号）をいう。
- （2） 施行規則 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）をいう。
- （3） 主任技術者資格等に関する省令 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）をいう。
- （4） 電気工作物 法第2条第1項第16号に規定する工作物をいう。
- （5） 管轄部隊等 一定の地域内に設置する（既設を含む。以下同じ。）電気工作物を管理する部隊又は機関をいう。

(管轄部隊等及び所掌区分)

第3条 管轄部隊等及び所掌区分は、別表第1のとおりとする。

(保安規程の制定等)

第4条 管轄部隊等の長は、所掌区分に係る法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、管轄の産業保安監督部長と調整の上、法第42条の規定により保安規程を制定し、当該産業保安監督部長に届け出るものとする。これを変更した場合も同様とする。

(産業保安監督部長に対する手続)

第5条 管轄部隊等の長は、法第43条、第47条、第48条、第53条及び第106条第4項の規定に基づき、管轄の産業保安監督部長に必要な手続を行うものとする。

(主任技術者の指定等)

第6条 管轄部隊等の長は、施行規則第52条第1項に規定する主任技術者の免状を受けている者又は主任技術者資格等に関する省令第1章に規定する主任技術者の資格を有する者のうちから適任者を選定して、主任技術者に指定するものとする。この場合において、資格者がいないときは、現に電気関係業務の監督の職にある者のうちから適任者を選定して、施行規則第54条に規定するところにより管轄の産業保安監督部長の選任許可を受けた後指定するものとする。ただし、施行規則第52条第2項の規定に基づく委託契約を行う場合は、この限りでない。

2 主任技術者資格等に関する省令第4条第1項に規定する主任技術者免状交付申請書に添付する実務の経験を有することを証する書類に係る証明は、別表第2の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる部隊又は機関に所属する者について行うものとする。

(産業保安監督部長等の検査及び調査)

第7条 法第107条に規定する立入検査を受ける場合の区域は、当該立入検査のために産業保安監督部長が必要とする電気工作物等が設置されている施設及び管轄部隊等の長がこれに立ち入るため必要と認める通路とする。

2 管轄部隊等の長は、前項の検査を受ける場合には、主任技術者を立ち会わせるものとする。

3 管轄部隊等の長は、法第38条第1項に規定する一般用電気工作物について、法第57条第1項に規定する者から調査の申出があったときには、支障のない限り承諾を与え、調査の結果、法第57条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に基づき、必要な処置を講ずるものとする。

附 則

この達は、平成10年2月16日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔自衛隊呉病院の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成17年3月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊電気工作物管理規則の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛隊第2術科学校の内部組織に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

管轄部隊等及び所掌区分

管轄部隊等	所 掌 区 分
横須賀地方隊	当該地方隊の警備区域内所在の陸上部隊及び機関（自衛隊横須賀病院を含む。）に設置する電気工作物。ただし、海上自衛隊東京業務隊、海上自衛隊航空補給処、第4航空群、第21航空群及び下総教育航空群の所掌区分に属するものを除く。
呉地方隊	当該地方隊の警備区域内所在の陸上部隊及び機関（自衛隊呉病院を含む。）に設置する電気工作物。ただし、海上自衛隊第1術科学校、第1航空群、第31航空群、徳島教育航空群、阪神基地隊及び第24航空隊の所掌区分に属するものを除く。
佐世保地方隊	当該地方隊の警備区域内所在の陸上部隊及び機関（自衛隊佐世保病院を含む。）に設置する電気工作物。ただし、第1航空群、第5航空群、第22航空群、小月教育航空群、下関基地隊及び沖縄基地隊の所掌区分に属するものを除く。
舞鶴地方隊	当該地方隊の警備区域内所在の陸上部隊及び機関（自衛隊舞鶴病院を含む。）に設置する電気工作物。ただし、第23航空隊の所掌区分に属するものを除く。
大湊地方隊	当該地方隊の警備区域内所在の陸上部隊及び機関（自衛隊大湊病院を含む。）に設置する電気工作物。ただし、第2航空群、函館基地隊及び第25航空隊の所掌区分に属するものを除く。
海上自衛隊東京業務隊	市原送信所、飯岡受信所及び東京音楽隊に設置する電気工作物
海上自衛隊第1術科学校	海上自衛隊第1術科学校地区所在の陸上部隊及び機関に設置する電気工作物
海上自衛隊航空補給処	海上自衛隊航空補給処に設置する電気工作物
第1航空群	鹿屋航空基地所在の部隊、鹿児島試験所及びえびの送信所に設置する電気工作物
第2航空群	八戸航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
第4航空群	厚木航空基地及び硫黄島（南鳥島を含む。）所在の部隊に設置する電気工作物
第5航空群	那覇航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
第21航空群	館山航空基地所在の部隊に設置する電気工作物

第22航空群	大村航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
第31航空群	岩国航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
下総教育航空群	下総航空基地所在の部隊及び機関に設置する電気工作物
徳島教育航空群	徳島航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
小月教育航空群	小月航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
阪神基地隊	阪神基地所在の部隊に設置する電気工作物
下関基地隊	下関基地所在の部隊に設置する電気工作物
沖縄基地隊	沖縄基地所在の部隊及び沖縄海洋観測所に設置する電気工作物
函館基地隊	函館基地所在の部隊に設置する電気工作物
第23航空隊	舞鶴航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
第24航空隊	小松島航空基地所在の部隊に設置する電気工作物
第25航空隊	大湊航空基地所在の部隊に設置する電気工作物

別表第2（第6条関係）

実務の経験の証明

証明者	被証明者の所属する部隊・機関
自衛艦隊司令官	自衛艦隊の編成に加わる部隊
地方総監	当該地方隊の編成に加わる部隊
教育航空集団司令官	教育航空集団の編成に加わる部隊
練習艦隊司令官	練習艦隊の編成に加わる部隊
上記以外の防衛大臣 直轄部隊・機関の長	当該防衛大臣直轄部隊の編成に加わ る部隊・機関
学校長	当該学校
海上幕僚長の監督を 受ける自衛隊地区病 院の病院長	当該自衛隊地区病院